

「平成23年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」 委員意見・提言

番号	B-3	担当課	福祉総務課
事務事業名	地区センター管理事業		

判 定 区 分							(仕分け市民委員数はA班4名、B班3名)						
1	不要	2	民間	3	国	4	東京都	5	他市町村との広域連携	6	東久留米市(改善有)	7	東久留米市(現行通り)
0名		0名		0名		0名		0名		3名		0名	

仕 分 け 委 員 意 見 ・ 提 言

委員・・・6東久留米市（改善有）③自主財源確保の努力

○利用者の9割以上が浴場施設を利用しているが、民間の浴場施設と比較して1人100円でもよいから負担を求める料金設定にすべきではないか。
 ○地区センターはコミュニティ施設であり、世代間を超えて利用しやすい環境を整えて、センター全体の利用率を上げる努力を考えていただきたい。

委員・・・6東久留米市（改善有）③自主財源確保の努力⑦その他

○高齢者向けの交流、親睦の拠点づくりに対する税金の投入額が大きすぎる。
 ○特定の市民（リピーター等）しか利用していない施設に問題があるのではないかと。利用者負担を求めべき。
 ○浴場施設の利用率は極めて少なく、特定の市民（リピーター等）のみ利用している。税金の投入が不公平、非効率である。浴場施設は廃止すべき。
 ○指定管理者による運営も再考すべし。

委員・・・6東久留米市（改善有）③自主財源確保の努力⑦その他

○リピーターも多い浴場施設の利用料については新たに設定する。
 ○集会室の利用状況はリピーターが相当な便益を受けているので他の施設並みに利用料を設定すべき。
 ○地区センターは指定管理者制度を導入している。夜間の活用策について、一層の努力を願う。

担 当 課 の 考 え 方

・減免制度を含めた施設使用料等の受益者負担のあり方については、現在、公共施設使用料のあり方検討委員会で全庁的な検討がされており、その結果をもとに今後のあり方を検討していきます。
 ・利用者範囲の拡大及び利用率の向上については、利用者範囲の拡大は、老人福祉センターは老人福祉法で利用者が60歳以上と規定されて踏み込めない部分がありますが、指定管理者と連携して新たな利用者の発掘に努めるほか、利用率向上に向けた周知にも努めていきます。
 ・財源の負担軽減については、平成23年度から5年間の指定管理者選定において、指定管理者からの提案により、大幅な指定管理料の削減を達成しており、今後も指定管理者との協議により、継続的な改善に努めていきます。
 ・浴場のあり方については、老人福祉法に基づく老人福祉センター内の施設として位置づけられている趣旨を勘案し、更に今後の方向性を検討してまいります。
 ・指定管理業務の評価については、民間の指定管理者の提案によるメリットを考慮して選定を行い、これまで、その業務は地域の活動拠点として生かされ、地域での役割を十分に果たしていると評価しており、今後も指定管理者の導入は重要であると考えています。